

吉岡町

※令和7年5月26日改正
土砂等による埋立て等の規制に関する条例
(概要版)



- ・有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等は、県条例で禁止されています。
- ・面積が500m²以上3,000m²未満の埋立て等を行うときは、町に届出が必要です。

◇用語の意味

[土砂等] 土砂及び土砂に混入し又は付着したもの

[埋立て等] 土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積

[小規模埋立等事業] 土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該埋立等区域の面積が500m²以上3,000m²未満であるもの

[県条例] 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例

1 条例改正の背景

群馬県では令和7年5月26日から宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用が開始されることに合わせて、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例を改正しました。

それに伴い、吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例も同様に改正し、盛土規制法と重複する関連条項を整理し、許可制から届出制に移行しました。

2 届出が必要な埋立て等とは？

面積が500m²以上3,000m²未満の土砂等による埋立て等を行う場合、町に届出が必要となります。



例外的に届出が不要なもの

- ①宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- ②国、地方公共団体その他規則で定める者（土地改良法、土地区画整理法、高速道路株式会社法、独立行政法人通則法などの該当団体）が行う土砂等による埋立て等
- ③他の法令又は条例の規定による許可その他の処分による埋立て等であって規則で定めるもの（採石法、砂利採取法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- ④この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- ⑤非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- ⑥運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等

※改正前は、宅地造成及び農地改良に伴う土砂等の埋立ての場合、特例として土壤検査等は不要としておりましたが、改正後は土壤検査等が必要となりますのでご注意ください。

3 小規模埋立て等事業の手続きの流れ

搬入計画届出

届出書（様式第1号）に関係書類を添付し、**土砂等の搬入を開始しようとする日の30日前までに提出してください。**

【添付書類】

- 埋立等区域の位置を示す図面 ○埋立等区域の付近の見取図
- 【個人の場合】届出者の住民票の写し
- 【法人の場合】法人の登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し
- 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- 埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- 2方向以上から撮影した土砂等埋立等区域の現況写真
- その他町長が必要と認める書類（町から指示があった場合のみ）

土壌検査（搬入前）

搬出元で土壌検査を実施してください。

※環境測量士による土壌検査が必要となります。

※搬入前の土壌検査（試料採取）では、町職員の立ち会いは不要となります。

搬入事前届出

土砂等搬入届出書（様式第3号）に関係書類を添付し、**土砂を搬入しようとする日の10日前までに提出してください。**

【添付書類】

- 土砂等排出元証明書（様式第4号）※排出元の管理者が発行したもの
- 土壌検査の試料を採取した位置図 ○土壌検査の試料を採取した現場写真
- 検体試料採取調書（様式第5号）
- 土壌検査証明書（様式第6号）※環境測量士が発行したもの

事業開始

【事業の変更、廃止、休止】 ※該当する場合のみ

事業内容を変更するときは、変更届出書（様式第2号）、事業を休止または廃止する場合は、廃止（休止）届出書（様式第9号）を提出してください。

土壌検査（完了後）

搬入先で土壌検査を実施してください（埋立等区域から排出される水がある場合は水質検査も必要です）。

※完了後の土壌検査（試料採取）は**町職員の立ち会いが必要となります。**事前に実施日時等を町に報告してください。

検査結果届出

土壌（水質）検査後、土壌検査等報告書（様式第11号）及び添付書類を提出してください。

【添付書類】

- 土壌検査の試料を採取した位置図 ○土壌検査の試料を採取した現場写真
- 検体試料採取調書（様式第5号）
- 土壌検査証明書（様式第6号）※環境測量士が発行したもの

事業完了届出

事業を完了した日から10日以内に完了届出書（様式第8号）を提出してください。

4 土砂等を排出する事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等による埋立て等が適正に行われるよう、埋立て等を行う事業者に協力してください。

5 土地の所有者の方へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壌の汚染を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審な点に気づいたら、直ちに町に相談してください。

6 条例等に違反した場合、刑罰が科されることがあります

○措置命令違反

→**2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金**

○搬入禁止命令違反、改善命令違反

→**1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金**

○搬入計画届出義務違反、搬入事前届出義務違反、変更届出義務違反、土壤検査・水質検査結果報告義務違反、立入検査忌避

→**50万円以下の罰金**

○軽微変更届出義務違反、小規模埋立て等事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反

→**30万円以下の罰金**



【問い合わせ先及び届出窓口】

吉岡町役場 住民課 住民環境室

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町下野田560番地

TEL : 0279-26-2245(直通)

FAX : 0279-54-8681